

令和6年3月8日

公 告 05-25

近畿日本ツーリスト健康保険組合
理 事 長 片 本 義 也

令和6年度における標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和5年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額およびこれを基礎とする任意継続被保険者の令和6年度標準報酬月額について、下記のとおり公告します。

記

1. 令和5年9月30日現在の平均標準報酬月額
351,111円
2. 令和6年度における標準報酬月額
25等級 360,000円
3. 適用期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(注)上記2.の標準報酬月額は任意継続被保険者の令和6年度における上限額として適用されるものです。

(以 上)

